

議案第 1 1 6 号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査）</p> <p>第 4 6 条 市長は、市が設置する法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は当該一般廃棄物処理施設に係る法第 9 条の 3 第 8 項に規定する変更（以下「対象施設の設置等」という。）に当たっては、同条第 1 項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>（調査書の縦覧）</p> <p>第 4 7 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項（<u>同条第 9 項</u>において準用する場合を含む。）の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から 1 月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。</p>	<p>（一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査）</p> <p>第 4 6 条 市長は、市が設置する法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は当該一般廃棄物処理施設に係る法第 9 条の 3 <u>第 7 項</u>に規定する変更（以下「対象施設の設置等」という。）に当たっては、同条第 1 項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）を行い、当該生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を作成するものとする。</p> <p>（調査書の縦覧）</p> <p>第 4 7 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項（<u>同条第 8 項</u>において準用する場合を含む。）の規定により調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、その旨を公告し、当該公告の日から 1 月間、当該公告において指定する場所で縦覧に供するものとする。</p>
別表第 3（第 3 2 条関係）	別表第 3（第 3 2 条関係）

区分	基準	金額
1～8 [略]		
9 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき	33,000円
10 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき	20,000円
11 [略]		
12 [略]		
13 [略]		
14 [略]		
15 [略]		
16 [略]		
17 [略]		
18 [略]		
19 [略]		
20 [略]		
21 [略]		
22 [略]		
23 [略]		
24 [略]		
25 [略]		
26 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 ・ [略]	[略]	[略]
27 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収施設の設置者の認定の申請に対する審査	1件につき	33,000円
28 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収施	1件につき	20,000円

区分	基準	金額
1～8 [略]		
9 [略]		
10 [略]		
11 [略]		
12 [略]		
13 [略]		
14 [略]		
15 [略]		
16 [略]		
17 [略]		
18 [略]		
19 [略]		
20 [略]		
21 [略]		
22 [略]		
23 [略]		
24 法第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 ・ [略]	[略]	[略]

設の設置者の認定 の更新の申請に対 する審査					
29 [略]			25 [略]		
30 [略]			26 [略]		

附 則

この条例は、平成23年11月1日から施行する。ただし、第46条及び第47条の改正並びに別表第3の改正（「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。